

## 青森大学附属総合研究所規程

### (設置)

第1条 この規程は、青森大学学則第58条の規定に基づき、青森大学附属総合研究所（以下、「総合研究所」という。）の適正な活動・運営に関し、必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 総合研究所は、人文科学、社会科学及び自然科学にわたる総合的又は学際的な教授研究を行い、その成果を地域社会に還元し文化の向上と活性化に貢献することを目的とする。

### (業務)

第3条 総合研究所は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域社会の総合的問題に関する調査研究
- (2) 研究紀要及び総研だより等の刊行
- (3) 産・学・官の連携および交流と共同研究の実施
- (4) 調査および研究の成果の公表
- (5) 研究会、講演会、シンポジウム等の開催
- (6) 調査研究資料の収集、整理および保管
- (7) 総合研究所における図書、刊行物その他資料の公開および利用
- (8) 各種機関からの委託調査研究
- (9) 本学で実施される公的研究費を用いた研究に係る研究倫理及び不正防止等に関して本学における研究活動が円滑に実施できるよう関連規程等の内容及び相互の整合性などについて検討し、修正案等を不正防止計画推進部署に提案する。
- (10) その他総合研究所の目的に合致すると認められる事業

### (研究センター)

第4条 総合研究所に、次の掲げる研究センターを置く。

- (1) ブランディング研究センター
- (2) 観光文化研究センター
- (3) SDGs 研究センター

### (組織)

第5条 総合研究所は、青森大学の教職員で構成し、所長及び必要に応じて副所長、研究員、客員研究員及び助手を置く。

(所 長)

第 6 条 総合研究所所長は、総合研究所の活動に関する事項を統轄する。

- 2 総合研究所所長は、学長の推薦に基づき、理事長が任命する。
- 3 総合研究所所長の任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。

(副 所 長)

第 7 条 総合研究所副所長は、総合研究所長を補佐し、総合研究所所長に事故あるときは、その職務を代行する。

- 2 総合研究所副所長は、学長が指名する。
- 3 総合研究所副所長の任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。

(研究員)

第 8 条 総合研究所研究員は、青森大学の専任教員（助手を含む。）とし、必要に応じて事務職員も研究員とすることができる。

(運営委員)

第 9 条 総合研究所運営委員は、総合研究所研究員の中から学長が指名する。

- 2 総合研究所運営委員は、総合研究所長の指示命令を受け、研究と調査及びその他研究所の活動に関連する業務に従事する。
- 3 任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。

(編集委員会)

第 10 条 総合研究所に編集委員会を置く。編集委員会は、総合研究所紀要等の刊行業務を担う。

- 2 編集委員会に編集委員長を置き、編集委員長は総合研究所紀要等の刊行業務を掌る。
- 3 編集委員長は総合研究所所長が指名する。
- 4 編集委員会には編集委員を置き、総合研究所長が副首長及び各研究所長と審議し、原則として各研究センター及び事務部から 1 名以上の委員を指名する。
- 5 研究紀要の刊行に関する規則等は別途定める。

(客員研究員)

第 11 条 総合研究所には、客員研究員を置くことができる。

- 2 客員研究員は、研究所から付託された特定事項の研究、調査、教育、その他研究所の活動に関連する業務に従事する。
- 3 客員研究員は、学長が委嘱する。
- 4 客員研究員の任期は 2 年とする。但し、再任は妨げない。

(運営会議)

第 12 条 総合研究所に運営会議を置く。

- 2 運営会議は、総合研究所の組織、運営に関する事項を審議する。
- 3 運営会議は、総合研究所所長が指名する委員若干名をもって構成する。
- 4 運営会議は、総合研究所所長が招集し、その議長となる。
- 5 総合研究所所長に事故のあるときは、総合研究所所長が指名する者がこれを代行する。

(事務)

第 13 条

総合研究所の事務は、総合研究所事務部において処理する。総合研究所事務部は、研究推進・社会連携課員の中から学長が指名する。

- 2 事務部に、職員を置く。
- 3 事務部は、総合研究所の庶務及び会計事務を担当する。
- 4 事務部は、経営戦略局総務課と協働で研究活動の経費などについて不正防止計画推進部署で定めた規程等で必要とされる監査等を行い、運営委員会に報告する。
- 5 その他、総合研究所に必要な管理、事務事項を担当する。

(会計)

第 14 条 総合研究所の経費は、青森山田学園の予算、研究補助、委託調査研究費、寄付金、及びその他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第 15 条 総合研究所の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(決算)

第 16 条 総合研究所の経費は、別途会計として処理し、毎会計年度終了後、2 か月以内に決算報告書を作成し、公表する。

(著作権)

第 17 条 総合研究所の調査研究等による著作物等に関する権利の帰属または利用については、運営委員会議で審議し、必要に応じて青森大学知的財産取扱委員会への申請を求めることができる。

(改正)

第 18 条 この規程の改正は、学長が行う。

(補 則)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

2 青森大学附属産業研究所、青森大学地域問題研究所、青森大学学際情報研究所、青森大学雪国環境研究所及び青森大学考古学研究所に帰属していた財産等は、平成 22 年 4 月 1 日をもって、総合研究所に帰属するものとする。

3 青森大学附属産業研究所規則、青森大学地域問題研究所規則、青森大学学際情報研究所規則、青森大学雪国環境研究所規則及び青森大学考古学研究所規則については、平成 22 年 3 月 31 日をもって廃止する。

4 青森大学地域貢献委員会規程及び青森大学地域貢献センター規程は令和 3 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 4 月 1 日)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 4 月 1 日)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 4 月 1 日)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 4 月 1 日)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 4 月 1 日)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 4 月 1 日)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 4 月 1 日)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 16 日）

青森大学附属総合研究所規則は、令和 3 年 6 月 16 日に青森大学附属総合研究所規程と名称変更し、同日から施行する。また、青森大学附属総合研究所規則は同日付で廃止する。

附 則（令和 3 年 12 月 22 日）

この規則は、令和 3 年 12 月 22 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日）

この規則は、令和 4 年 3 月 16 日から施行する。

附 則（令和 4 年 7 月 27 日）

この規則は、令和 4 年 7 月 27 日から施行する。